



平成 27 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 日本瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田 眞治
(コード：8174、東証第1部)
問合せ先 IR・資本戦略部長 清田 慎一
(TEL. 03-5308-2116)

処分株式数の確定に関するお知らせ

平成 27 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました海外市場における自己株式の処分に関し、引受人に対して付与した追加的に処分する当社普通株式を買取る権利の行使により処分される株式数が下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

引受人の権利の行使により処分される株式数 723,000 株

【ご参考】

1. 募集株式の種類及び数

下記①及び②の合計による当社普通株式 7,951,000 株

① 海外募集の対象株式として当社普通株式 7,228,000 株

② 国際募集における引受人に付与した追加的に処分する当社普通株式を買取る権利の行使により処分される当社普通株式 723,000 株

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 13,537,252 株 (平成 27 年 9 月 30 日現在) (注) 1.

本自己株式処分 7,951,000 株

による処分株式数

本自己株式処分後の 5,586,252 株 (注) 1.

自己株式数

(ご参考)

現在の発行済株式総数 48,561,525 株 (平成 27 年 9 月 30 日現在)

現在の発行済株式数 35,024,273 株 (平成 27 年 9 月 30 日現在)

(自己株式を除く)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本自己株式処分後の発行済株式数 42,975,273 株 (注) 1.

(自己株式を除く)

(注) 1. 当社は、「役員報酬 BIP 信託」を導入しておりますが、当該信託が所有する当社株式 291,300 株については上記自己株式数に含んでおりません。

3. 調達資金の使途

今回の海外市場における自己株式の処分により調達する手取概算額 19,344,011,480 円については、平成 27 年 12 月から平成 30 年 3 月までに、10,000,000,000 円を都市ガス事業における顧客獲得費用に、6,000,000,000 円を LP ガス事業における顧客獲得費用に、3,344,011,480 円を営業拠点の増設やハブ充填所の新設などのインフラ整備及びブランド構築費用として支出する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

詳細につきましては、平成 27 年 11 月 27 日に公表いたしました「海外市場における自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。